平成十七年総務省令第四十四号

続その他の必要な事項を定める省令 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手

照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。 る場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の 十五号)第二十五条第二項及び第二十六条第四項(これらの規定を同令第五十二条において準用す 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七

(安否情報の収集方法)

号。以下「法」という。) 第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二 とする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができ いては様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うもの を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民につ

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第 準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁 含む。)の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において 合には、口頭、電話その他の方法によることができる。 気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同 二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項(令第五十二条において準用する場合を)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場 第二条 2

報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることがですることにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情 の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項(令第五十二条において準用する場合を含 きない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。 む。)に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出 法第九十五条第一項 (法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)

国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 長が適当と認める方法によることができる。 当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあって するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、 く命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認 成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づ 又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外 規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の 当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の

資料の提出を求めることができる。 であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人 必要な

(安否情報の回答方法)

必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他 によることができる。 態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民 口頭、 電話その他の方法

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。 第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市 十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、 対の長に対し、 書面により提供することとする。 以下同じ。) の長が法第九 法第九十四条

抄

施行期日

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。 附

則 (平成一八年三月三一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及 び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施 行する。

則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号)

抄

(施行期日)

附

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。 (以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定

(経過措置)

条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九 項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。 住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並び に安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

様式第 1 号(第 1 条関係) 安 否 情 報 収 集 様 式 (避 難 住 民 · 負 傷 住 民) 記入日時(年 月 日 時

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤ 住 所 (郵 便 番 号 を 含 む 。)	
⑥ 国 籍	日本 その他 ()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧ 負 傷 (疾 病) の 該 当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
② 親族・同居者からの照会があれば、○ ~ ⑪を回答する予定ですが、○ ~ 筍をを希望しない場合は、○ で囲んで下さい。	回答を希望しない
③ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
④①~⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記憶~⑥の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の教授(物質、医療の歴代等)や連離無程者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、バソコンの入力、回答等の際に企業や個人に策・務会託する場合があります。
(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認問事面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を担します。
(注3) 「②出生年月日」欄は元号表記により配入すること。
(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入順います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日	日月	ŧ (年	月	日	時	分
① 氏 名							
② フ リ ガ ナ							
③ 出生の年月日			年	月		Ħ	
④男女の別			男			女	
⑤ 住 所 (郵 便 番 号 を 含 む 。)							
⑥ 国 籍			日本	そのも	他 ()
⑦その他個人を識別するための情報							
⑧ 死 亡 の 日 時 、 場 所 及 び 状 況							
⑨遺体が安置されている場所							
⑩連絡先その他必要情報							
⑪ ① ~ ⑩ を親族・同居者・知人以外			同	意す	る		
の者からの照会に対する回答することへの同意	ခ		同	意し	ない		
※ 備 考							

(注1) 本収 集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回回答するとともに会に大対する回答に利用します。また、国民保護法上の教徒(物質、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。こらに、記入場合があります。こうらに、記入場合があります。
(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入順います。

⑪の同意回答者名	連絡先	
同意回答者住所		続 柄

(注 5) ⑩の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号(第3条関係)

								<u>市町村名:</u>		担当者名:				
①氏 名	② フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住 所	⑥国籍	⑦その他個人を職別 するための情報	③負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は 疾病の状況	⑩現在の居所	⊕連絡先 その他必要情報	◎根族・同居者 への回答の希望	③知人への回答の希望	②信息・同品者・加人以外の者への間答又は公表の同意	備考
														1
														1
														1

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑥見務」は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「殖体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ⑫〜⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

報告日時: 年 月 日 時 分

1,500	総務大臣 3道府県知事) 殿 (市町村長)		年	月 日
		申 請 者		
		住所 (居所)		
E	モ 名	-		
		武力攻撃事態等における国民 第1項の規定に基づき、安石		
	照会をする理由	① 被照会者の親族又は同居者	であるため。	
	○を付けて下さい。③	② 被照会者の知人(友人、職場関係	者及び近隣住民)	であるため。
	場合、理由を記入順い	③ その他		
	す。)	()
-	, , ,			
	備考			
被照会者	氏 名			
会				
を	フリガナ			
特定	出生の年月日			
す				
るた	男女の別			
めに	住 所			
必	国 籍			
要な	(日本国籍を有しない者に限る。)	日本 そ	つ他 ()
事	その他個人を識別す			
項	るための情報			
*	申請者の確認			
*	備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

模式第5号(第4条関係)

安否情報回答書

	殿		年	月	日
		*照会があった安否情	(都 (ī	総務大臣 道府県知 市町村長	事)
ま	す。		IHAC JV·C、 I	HLV7 C 40	17 EMEC
避	難住民に該当するか否かの別				
	攻撃災害により死亡し又は負 た住民に該当するか否かの別				
	氏 名				
	フリガナ				
被	出生の年月日				
照	男女の別				
슾	住 所				
者	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他	()
	その他個人を識別 するための情報				
	現在の居所				
	負傷又は疾病の状況				-
	連絡先その他必要情報				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「産糧住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃
 災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非
 該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃が害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記
 入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置さ
 れている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。